

泉崎村農業委員会臨時総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時：令和8年7月21日（火）午後1時30分から

場 所：泉崎村役場第1会議室

2 会議構成人員（16名）

出席農業委員（8名）

1 番	鈴木 誠	委員
2 番	和泉 輝代	委員
3 番	草野 友美	委員
4 番	佐川ヒロ子	委員
5 番	菊地 信治	委員
6 番	久保木光治	委員
7 番	箭内 一美	委員
8 番	有賀 路夫	委員

推進委員（8名）

太田川	小針 正男	委員
踏 瀬	佐々木一成	委員
泉崎①	鈴木 勝美	委員
泉崎②	穂積 俊一	委員
泉崎③	中野目英宏	委員
関和久	鈴木 彗士	委員
瀬知房	穂積 啓一	委員
北平山	小林 成吉	委員

3 本日の提出議案

議案第40号 泉崎村農業委員会会長の互選について

議案第41号 泉崎村農業委員会会長職務代理者の互選について

議案第42号 泉崎村農業委員会農業委員の議席について

議案第43号 泉崎村農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について

協議第 1号 泉崎村農業委員会委員の担当地区について

4 議事録署名人

1 番 鈴木 誠 委員

2 番 和泉 輝代 委員

■辞令交付式

(事務局長)

皆様お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

農業委員任期満了に伴い、最初の総会は「農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項ただし書」の規定により、村長が招集いたしました。

総会に先立ちまして、「農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項」の規定により、泉崎村議会より人事案件の同意を受け、村長が任命する泉崎村農業委員会の委員に辞令の交付を行います。

(村長、前へ)

それでは、村長より辞令を交付いたしますので、お一人ずつ前にお進み願います。

辞令 久保木 光治 泉崎村農業委員会委員に任命する
令和 8 年 7 月 2 0 日 泉崎村長 箭内 憲勝

(農業委員 8 名の名前を読み上げる)

箭内一美、草野友美、和泉輝代、有賀路夫、鈴木誠、佐川ヒロ子、菊地信治
以上をもちまして、辞令の交付を終了いたします。

■開会の宣言

(事務局長)

それでは、開会の宣告を泉崎村農業委員会会長等選挙事務取扱規程第 6 条の規定に基づき招集権者の泉崎村長 箭内憲勝が行います。

■開 会

(村長)

本日は委員全員が出席されておりますので、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により総会は成立いたします。それでは、ただ今から、「泉崎村農業委員会臨時総会」を開会いたします。

■村長挨拶

(事務局長)

本臨時総会の招集権者であります、箭内村長よりご挨拶申し上げます。

(村長あいさつ)

本日、農業委員を拝命された皆様、誠におめでとうございます。皆様には、泉崎村の農業振興と農地行政の要として、重責を担っていただくこととなりました。村としても、皆様の専門的な知見と現場感覚に、心から期待を寄せております。農業委員会の皆様には、毎月の定例総会において、農地法に基づく重要な審議をお願いすることになります。主な業務となる農地法第3条の所有権移転、第4条の自己転用、更に第5条の転用目的の所有権移転・賃借権設定など、その許可判断は、本村の農業のあり方を左右する極めて重要なものです。

現在は、福島県の特例条例により、農地法第4条・第5条にかかる3,000平米以下の案件については、村へ権限が移譲されております。その分、我々には責任ある的確な判断が求められています。

村の貴重な財産、資源でもある農地を、次世代へどう引き継ぎ、どのように活用していくか、その中身について、どうか現場の目線で十分な議論を交わしていただきたいと願っています。また、残念ながら農地の無断転用や違反転用、更に太陽光パネルや蓄電池など、新たな問題も見受けられております。農地の適正な利用を妨げ、秩序を乱す違反行為については、法令に基づき厳格に対応してまいりますので、委員の皆様にも厳正なチェックをお願いしたく存じます。

今後3年間、皆様には泉崎村の農業行政の責任者として、私ども行政と緊密に連携を取りながら、地域農業の発展のために力を尽くしていただきたいと思いますと考えております。農地を守り、活用し、持続可能な農業を実現していくため、皆様の知恵をお貸しください。

これから3年間、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局長)

ありがとうございました。

ここで、村長は所用がありますので、退席させていただきます。

■臨時議長の選任

(事務局長)

それでは、議事に入ります。

本総会は、任期満了直後の臨時総会でありますので、新会長が選出されるまでの間、「地方自治法第107条」の規定の準用により、年長者である「有賀路夫委員」に仮の臨時議長を努めていただきたいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは「有賀委員」議長席をお願いいたします。

(臨時議長・有賀委員)

ただ今、ご指名をいただきました有賀でございます。議長という大任をいただきましたが、皆様のご協力をよろしくお願いします。

(臨時議長)

次に、「泉崎村農業委員会会長等選挙事務取扱規程」第7条の規定により、「泉崎村農業委員会事務局規程」第3条に規定する職員の中から、互選管理人1人を定めなければならないとあることから、「農業委員会事務局 瀬戸事務局長」としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(互選管理人・事務局長)

ただ今、ご指名をいただきました互選管理人の瀬戸でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

■議案第40号 泉崎村農業委員会会長の互選について

(臨時議長)

議事に入ります。

「議案第40号 泉崎村農業委員会会長の互選について」を議題といたします。

互選管理人の説明を求めます。

(互選管理人)

議案第40号 泉崎村農業委員会会長の互選について、「農業委員会等に関する法律」第5条第2項の規定より、「会長の選出方法については委員の互選により選出すること」となっております。

選出の方法といたしましては、「泉崎村農業委員会会長等選挙事務取扱規程」第8条の規定により、単記無記名投票による方法と、「地方自治法」第118条第2項及び同条第3項の規定の準用及び「泉崎村農業委員会会長等選挙事務取扱規程」第13条の規定により、出席委員の全員の同意による指名推薦という2つの方法があります。

(臨時議長)

では、いずれの方法がよろしいかお諮りいたします。

(指名推薦の声あり)

ただいま「指名推薦」という声がありました、それにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会長の互選の方法は「指名推薦」によることに決定いたします。推薦する方の指名をお願いいたします。

(「有賀 路夫 委員を推薦します」の声あり)

ただいま、有賀 路夫 委員を会長に指名したいとの声がありましたが、指名推薦の場合は出席委員全員の同意が必要となりますので、確認いたします。

指名された、有賀 路夫 委員を会長に選出することにご異議ない方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員挙手されていることを確認いたしました。

出席委員全員の同意を確認いたしましたので、有賀 路夫 委員を会長に推薦することに決定いたしました。

(臨時議長)

拍手をもってご承認願います。

(拍手承認)

(互選管理人)

ただ今、新会長に承認されました、有賀 委員に引き続き会議を進行していただきます。

では、ここで新会長より挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

新会長に選出をいただきました有賀路夫でございます。会長として皆さんを引っ張っていきますので、一致団結して3年間一緒に頑張っていきましょう。ご協力お願いします。

(互選管理人)

ありがとうございました。

それでは、ここで臨時議長から、正式に議長として、会長に議事の進行をお願いいたします。

■議案第41号 泉崎村農業委員会会長職務代理者の互選について

(会 長)

それでは「議案第41号 泉崎村農業委員会会長職務代理者の互選について」を議題といたします。互選管理人の説明を求めます。

(互選管理人)

議案第41号 泉崎村農業委員会会長職務代理者の互選について、「農業委員会等に関する法律」第5条第5項の規定において、「会長が欠けたときまたは会長に事故があったときは、委員が互選した者がその職務を代理する」とあります。

互選の方法としては、先ほど会長の互選同様、単記無記名投票による方法と出席委員全員の同意による指名推薦の方法があります。

(会 長)

どちらの方法がよろしいかお諮りいたします。

(指名推薦の声あり)

ただいま「指名推薦」という声でしたが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、会長職務代理者の互選の方法は「指名推薦」によることに決定いたします。推薦する方の指名をお願いいたします。

(「箭内 一美 委員を推薦します」の声あり)

ただいま 箭内 一美 委員を会長職務代理者に指名したいとの声がありましたが、指名推薦の場合は、出席委員全員の同意が必要となりますので、確認いたします。

指名された 箭内 一美 委員を会長職務代理者に選出することにご異議ない方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員挙手されていることを確認しましたので、箭内 一美 委員を会長職務代理者に推挙することに決定いたしました。拍手をもってご承認願います。

(拍手承認)

ただいま、会長職務代理者に選任されました 箭内 一美 委員より挨拶をお願いいたします。

(会長職務代理者あいさつ)

会長職務代理者に選出をいただきました箭内一美でございます。皆さんと協力し、3年間勤めてまいります。よろしくお願いします。

■議案第42号 泉崎村農業委員会農業委員の議席について

(会 長)

「議案第42号 泉崎村農業委員会農業委員の議席について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)

「泉崎村農業委員会会議規則」第7条の規定により、「委員の議席は抽選により行うこと」となっております。本来であれば、全員がくじを引き議席を決定させていくのですが、会長と職務代理者についてはこれまで、番号を固定させていただいております。会長が最後の番号（8番）、職務代理者が最後から2番目（7番）としております。

1番から6番までを抽選により決定していくこととしてよろしいか、お伺いいたします。

(会 長)

事務局説明によると、「議席番号は抽選により定めること」となっているとのことですが、会長、職務代理者の番号を固定させ、1番から6番までの抽選とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、抽選の方法により議席を決定いたします。

(事務局)

では、これから2回くじを引いていただきます。1回目のくじは「くじを引く順番を決めるためのくじ」となります。2回目のくじが「議席番号を決めるくじ」とさせていただきます。

(1回目抽選)

(2回目抽選)

(会 長)

議席が決定しましたので、事務局より議席の報告をお願いいたします。

(事務局)

■議員番号1番	鈴木 誠
■議員番号2番	和泉 輝代
■議員番号3番	草野 友美
■議員番号4番	佐川 ヒロ子
■議員番号5番	菊地 信治
■議員番号6番	久保木 光治
■議員番号7番	箭内 一美
■議員番号8番	有賀 路夫

これから、席の移動をお願いいたします。荷物をお持ちになり指定の席へ移動願います。

(座席移動)

■議事録署名人選出

(会 長)

それでは議事を再開いたします。

「泉崎村農業委員会会議規則」第21条第2項の規定による議事録署名人の指名がありますが、会長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議事録署名人には1番 鈴木 誠 委員、2番 和泉 輝代 委員の両名を指名いたします。

■議案第43号 泉崎村農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について

(会 長)

「議案第43号 泉崎村農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)

「農業委員会等に関する法律」第17条第1項の規定により泉崎村農業委員会の承認を求めるものです。農地利用最適化推進委員につきましては、村の条例で定める定数は8名で4月から5月にかけて推薦及び応募をした結果、8名の方からの提出がありました。

議案書に記載された8名の方々になります。

- | | |
|--------|--------|
| ■太田川地区 | 小針 正男 |
| ■踏瀬地区 | 佐々木 一成 |
| ■泉崎①地区 | 鈴木 勝美 |
| ■泉崎②地区 | 穂積 俊一 |
| ■泉崎③地区 | 中野目 英宏 |
| ■関和久地区 | 鈴木 隼士 |
| ■瀬知房地区 | 穂積 啓一 |
| ■北平山地区 | 小林 成吉 |

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(会 長)

「農業委員会等に関する法律」第 17 条第 1 項の規定による農地利用最適化推進委員の委嘱について審議いたします。人事案件について意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議案第 43 号について、原案のとおり決定いたします。

以上で総会の議案審議は終了となりますが、休憩後、農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式を行います。委嘱状交付式終了後、協議事項の第 1 号を農業委員及び農地利用最適化推進委員で行います。

これより 5 分間の休憩といたします。

(休 憩)

(午後 2 時 25 分)

■農地利用最適化推進委員委嘱状交付

(事務局長)

それでは、ただ今より、「農業委員会等に関する法律」第 17 条第 1 項の規定に基づき、泉崎村農業委員会による農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式を行います。

有賀 会長は前にお願いたします。

会長より委嘱状を交付いたしますので、名前が呼ばれましたらお一人ずつ会長の前にお進み願います。

委嘱状、小針 正男 様。泉崎村農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱する。

令和 8 年 7 月 21 日 泉崎村農業委員会 有賀 路夫

農地利用最適化推進委員 8 名の名前を読み上げ

佐々木一成様、鈴木勝美様、穂積俊一様、中野目英宏様、鈴木彗士様、穂積啓一様、
小林成吉様

以上をもちまして、委嘱状の交付を終了いたします。

(会 長)

任期期間中は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さんと一緒に、農地等の利用の最適化の推進等に力を入れていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い

いたします。

■協議第1号 泉崎村農業委員会委員の担当地区について

(会長)

それでは会議を再開いたします。

協議第1号 泉崎村農業委員会委員の担当地区について協議いたします。

事務局説明をお願いします。

(事務局)

「農業委員会等に関する法律」第17条第2項により農地利用最適化推進委員の委嘱に際して、担当する区域を定めその区域内において最適化の推進に関する活動を行うことと規定されていることから、農地利用最適化推進委員の担当地区については議案第43号のとおり承認となりました。

次に、農業委員会委員の皆さんにつきましては、区域の定めは法令上ありません。しかし、「農地法」第6条第1項第1号の規定において、行政機関としての農業委員会が行う所掌事務のうち「農地法その他の法令によりその権限に属された農地の利用関係の調整に関する事項」が専属的な権限となっていることから、担当区域を決めさせていただき、農地利用最適化推進委員さんと一緒に、担当する区域で農地制度の運用に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

担当していただく区割りにつきましては、配付しました事務連絡事項の中に、区割りの地図と小字別の区域名の一覧表がありますのでご確認ください。

農地利用最適化推進委員さんは、現地確認の正担当とし、農業委員さんは農地利用最適化推進委員さんを補佐する形で副担当とし、地域別地区別配置一覧のとおり農業委員さんの区域を定めてよろしいかお伺いいたします。

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見等はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、「協議第1号 泉崎村農業委員会農業委員の担当地区」について承認することといたします。

以上で、本日予定をしておりました案件全ての審議が終了いたしました。

(事務局長)

ここで、改めまして職員を紹介いたします。

事務局長 瀬戸 隆行

事務局 田崎 広陸

以上、よろしくお願いいたします。

■その他

(会 長)

その他、事務局から何かございませんか。

(事務局)

●委員証バッジについて

農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんに、それぞれ委員証バッジをお配りします。

泉崎村農業委員会委員章及び農地利用最適化推進委員章に関する規程（令和7年農業委員会訓令第5号）第3条第1項の規定により、委員及び推進委員は、その身分を明らかにするため、委員章をはい用するものとする。第2項の規定により、委員章は、委員が総会その他公の会合に出席するとき、はい用しなければならない。と定められております。

今回の総会時からバッジの着用をお願いいたします。

●連絡事項について

(1) 報酬について

お手元の連絡事項についてと書かれた資料をご覧ください。

農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんは、本日より3年間、村の特別職の地方公務員となり、公務災害補償保険等が適用されます。また、村の条例規定に基づき、職名に応じて、年額報酬と活動実績に対する加算額（農地利用最適化交付金）の報償費をお支払いいたします。

支払いは年2回、9月末と3月末に支払うこととなります。口座振込みとなりますので、本日、ご提出の「報酬支払い振込み口座」の口座へお振込みとなります。

お忘れの方は、至急、農業委員会事務局まで提出してください。

提出する際には、通帳の見開きのページのコピーをお願いいたします。あわせて、マイナンバーの提供についての資料をご覧ください。年末に源泉徴収票を作成する際に、マイナンバー（個人番号）を記載することが義務付けされましたので、併せての提出をお願いするものです。

(2) 費用弁償について

連絡事項についての資料に戻ります。1日出席につき、1,500円を支給いたします。口座振込となり、振込みの口座は、報酬支払いの口座と同じになります。

(3) 全国農業新聞の購読について

お手元に全国農業会議及び福島県農業会議より、新農業委員、推進委員の方に「就任のお祝いと新聞活用のお祝い」の文書が届いております。

泉崎村農業委員会においても、農業新聞の普及推進目標がありますので、農業委員及び最適化推進委員さんの期間中は新聞購読をお願いいたします。事務局の方で全員の申し込みをしますので購読について何か質問のある方は農業委員会へお問い合わせください。

(4) 今後の日程等について

令和8年度年間行事予定表と書かれた資料をご覧ください。

7月から令和9年3月末までに予想される行事を一覧表にしてみました。

泉崎村主催のものになります。それから、一般社団法人福島県農業会議行事予定と書かれた資料は、福島県農業会議が主催の行事予定表になります。今後変更になる場合もありますので、開催通知等で最終の確認をお願いします。

■定例総会について

定例総会が毎月あります。申請受付も毎月となります。

泉崎村は申請書受付締め切りを、毎月月末としています。

申請書受付後、事務局で議案書を作成し、委員・推進委員の皆様には5日～7日頃に自宅に郵送いたします。総会開催までの間、議案書に目を通していただき、10日に申請者、担当農業委員・推進委員、事務局立ち会いのもと現地を確認します。

総会は、毎月15日頃に行っています。総会の時は農業委員の方は全員出席、推進委員の方は現地調査に立ち会った方のみ、総会へ出席し、調査の報告をしていただきます。

■総会配置図について

次回からの総会の座席の配置ですが、資料の定例総会配置図をご覧ください。配置図のとおりに着席していただきます。その月の案件の件数によって、最適化推進委員さんの人数は変更となると思いますが、基本、配置図の形で行って行きます。

総会日のお車の駐車ですが、議員駐車場を利用して頂いて大丈夫です。議員出入口にもスリッパを用意してありますので、履き替えてから第一会議室へお集まりくだ

さい。

総会日には出席表へ印鑑を押して頂くようになりますので、毎回忘れずに持参して頂きますようお願いいたします。

以上で連絡事項を終わります。

■次回定例総会の日程について

(会 長)

次回、8月定例総会につきまして、年間予定では8月14日（金）とありますが、お盆期間ということから、開催を1週間移動しまして、次回は8月21日（金）したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、次回は8月21日（金）、時間につきましては、午前9時から営農型太陽光発電の検査及び農地パトロールの遊休農地判断基準の研修を予定していることから、午前10時30分よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

また、現地調査が8月5日（水）予定となっておりますので、関係する農業委員・推進委員さんにつきましては、どうぞよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、8月上旬に、議案書と一緒に通知文が入りますので確認をお願いいたします。

■閉 会

(会 長)

では、以上をもちまして「泉崎村農業委員会臨時総会」を閉会させていただきます。皆様のご協力ありがとうございました。

（午後3時00分）